

旭川医科大学学術研究表彰実施要項

(令和5年8月10日学長裁定)

(目的)

第1 旭川医科大学学術研究表彰（以下「表彰」という。）は、優れた研究成果をあげた旭川医科大学（以下「本学」という。）の研究者を表彰することにより「個々の研究者の研究意欲向上」を目的とするとともに、その研究成果とその研究内容を学内外に広め、本学の更なる研究の活性化を図るものとする。

(表彰対象)

第2 本学と雇用関係にある研究者であり、旭川医科大学の発展に寄与する研究を本学で行い、今後の活躍が期待される者を表彰対象とする。なお、研究分野は問わない。

(賞の区分)

第3 旭川医科大学学術賞と旭川医科大学学術奨励賞の2賞とし、旭川医科大学学術奨励賞については、実施年度の4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の研究者を対象とする。

(表彰候補者の推薦等)

第4 表彰候補者の推薦は、自薦又は他薦とし、別紙様式により学長に推薦するものとする。

(推薦資格)

第5 旭川医科大学学術賞については、過去5年間に同賞を受賞した者は推薦対象外とする。旭川医科大学学術奨励賞については、同賞を受賞した者は以後推薦対象外とする。

(審査基準及び表彰者の決定)

第7 学長は、推薦書を受理したときは、研究戦略企画室会議（以下「会議」という。）に審査を付託する。

- 2 研究戦略企画室会議は審査会を設置し審査会にて審査を行う。
- 3 審査員は3名とし、会議の議長が学内から都度選出する。この場合、研究戦略企画室の室員が審査員を兼務することを妨げない。
- 4 審査基準は審査会が別途定める。
- 5 審査結果は研究戦略企画室の議を経て、研究戦略企画室長が学長に報告する。
- 6 学長は、会議の審査結果を参考に、表彰者を最終決定する。

(表彰式等)

第8 表彰式は、実施年度に一度行い、表彰者には表彰状を学長から授与する。

- 2 表彰者は、学長から要請があった場合は、受賞にかかる研究成果に関する記念講演等を行うものとする。

3 表彰については、本学ホームページ等を通して、広く社会に周知するものとする。

(事務)

第9 表彰に関する事務は、研究支援課が行う。

(雑則)

第10 この要項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和5年8月10日から実施する。

【制定理由】

研究者のモチベーションを高めるとともに本学の更なる研究の活性化を図るため、研究者の表彰制度を構築するもの。